

# 政策広報

関東地方整備局

第197号

## 関東の魂

### ◆ 目 次 ◆

#### ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 道路空間を活用したカーシェアリング社会実験  
～新たにコンパクトカーを用いた社会実験の実験参加者を募集します～
2. 令和4年度 防災・減災対策等強化事業推進費(第3回)について  
～災害の対策や防災・減災対策を推進するため緊急的に予算を配分～
3. 新技術を活用した橋梁点検講習会を開催します。  
～地方公共団体職員等の新技術利用を支援します～
4. UAVの自律飛行による砂防施設臨時点検(試行)の実施
5. 生コンの廃棄物等を革新的に活用した「造粒ポーラスコンクリート」や「流動化処理土」等の現場実証を実施  
～大学等研究機関とのマッチング～
6. 災害から7年、これからの土砂災害への備えを考えます  
～日光市芹沢地区におけるハード・ソフトを総動員した土砂災害対策～
7. 大規模災害に備え、デジタル防災訓練を実施します。  
～国土交通省、小山市合同～
8. 冬季の運転に向けた準備は整いましたか  
～道路利用者の皆様への呼びかけ～
9. 令和4年度関東地方整備局関係第2次補正予算の概要について
10. 関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行要領を策定しました。  
～インフラ分野のDXを推進し建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～
11. なかやまきんに君が大使に就任  
～「荒川水系流域治水大使任命式」を開催 “流域治水”の重要性を学ぶ!～
12. 群馬県前橋市の歴史まちづくり計画を認定します!  
～関東甲信地方では合計17都市に～
13. 小型除雪機を市町村に貸与します  
～道路管理者間の協力体制等の構築のため、市町村への支援を行います～



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 道路空間を活用したカーシェアリング社会実験

～新たにコンパクトカーを用いた社会実験の実験参加者を募集します～

東京国道事務所

国土交通省では、道路空間を活用した交通モード間の接続(モーダルコネクト)を強化する取組みとして、大手町駅及び新橋駅に近接した国道の道路上にカーシェアリングステーション(ST)を設置し、平成28年12月から令和2年9月までは小型モビリティ(一人乗り)を用いて、令和3年4月からは軽自動車に車種を拡大し、その有用性等を検証する社会実験を行ってまいりました。

今回、新たにカーシェア市場で最も一般的なコンパクトカーへ車種を拡大して検証を行うこととし、実験参加者の公募を行いました。

また、コンパクトカーへの車種拡大に伴い、社会実験を延長します。

#### 【社会実験概要】

##### 1. 実施箇所

東京都千代田区丸の内1丁目 国道1号の道路上

東京都港区新橋4丁目 国道15号の道路上

##### 2. 運営車両

コンパクトカー

※本社会実験におけるコンパクトカーの定義は小型自動車(道路運送車両法に基づく)

のうち、全長4100ミリメートル以下、全幅1700ミリメートル以下の車両とします

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku\\_00000509.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000509.html)

### 2. 令和4年度 防災・減災対策等強化事業推進費(第3回)について

～災害の対策や防災・減災対策を推進するため緊急的に予算を配分～

関東地方整備局

国土交通省では、「防災・減災対策等強化事業推進費」として、年度途中においても機動的に予算を配分しております。

このうち、関東地方整備局管内では、災害対策事業として河川事業1件、道路事業1件の計2件に対し、約3.1億円が配分されましたのでお知らせします。

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策や、大雨等による災害を未然に防ぐ事前防災対策であって、用地の確保など地域等における課題が解決し事業の実施環境が新たに整った場合などに年度途中に機動的に予算を配分し、防災・減災対策を強化する予算です。(本文資料(PDF)別添1)

○配分事業の概要

関東地方整備局管内では、本文資料(PDF)別添2の『執行地区一覧表』のとおり2件の事業を推進します。

各事業の詳細につきましては本文資料(PDF)別添3の『個票』をご参照ください。

○防災・減災対策等強化事業推進費の概要については、国土交通省ホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk9\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000985.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000985.html)

### 3. 新技術を活用した橋梁点検講習会を開催します。

～地方公共団体職員等の新技術利用を支援します～

長野県道路メンテナンス会議

平成26年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられ、平成30年度に1巡目点検が完了し、令和元年度から2巡目点検が実施されています。

定期点検においては、新技術を活用することによる高度化・効率化の促進が必要とされており、直轄国道の橋梁とトンネルについては令和4年度より点検支援技術の活用が原則化され、今後地方公共団体等における新技術の活用促進、民間企業の技術開発促進が期待されています。

今回、長野県道路メンテナンス会議では、長野県内の地方公共団体職員等を対象に現地にて新技術を活用した橋梁点検講習会を開催しました。

日時：令和4年12月2日(金) 13時30分～16時00分(予定)

場所：国道18号長野大橋の下 犀川右岸側(長野市青木島町綱島)

点検支援技術(予定)：

- (1) 吊り下げ式橋梁点検ロボット及びAi解析
- (2) マグネット式全方位点検ロボット
- (3) 昇降装置&3Dレーザースキャナ
- (4) 小型橋梁点検システム(AI機能付きタブレット端末による点検支援技術)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nagano\\_00000443.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nagano_00000443.html)

### 4. UAVの自律飛行による砂防施設臨時点検(試行)の実施

富士川砂防事務所

国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所では、災害発生直後の砂防施設の臨時点検におけるUAVの自律飛行の活用に向けて、その有用性と課題の検証・とりまとめを進めています。

その一環として、春木川流域の砂防施設を対象とした現地調査(自律飛行型 UAV による点検の試行・写真撮影)を実施しました。

本調査は、砂防施設点検における UAV 活用への理解促進、普及推進を目的として、以下に示すとおり実施されました。

○開催日：令和 4 年 11 月 30 日(水) 9 時 30 分～11 時 00 分

○場所：

春木川第一砂防堰堤付近(山梨県南巨摩郡早川町)

※位置図、アクセスは「本文資料(PDF)別紙 3」参照

○内容：

自律飛行型 UAV による点検計画の概要説明

自律飛行型 UAV による砂防施設の点検(撮影)

質疑応答・意見交換

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/fujikawa\\_0090.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/fujikawa_0090.html)

## 5. 生コンの廃棄物等を革新的に活用した「造粒ポーラスコンクリート」や「流動化処理土」等の現場実証を実施 ～大学等研究機関とのマッチング～

関東地方整備局企画部

関東地方整備局で実施する「大学等研究機関とのマッチング」で採択した「生コンの廃棄物等を資源として革新的に活用する方法についての技術研究開発」(研究代表者：横浜国立大学 細田 暁 教授)において開発中の「造粒ポーラスコンクリート」や「流動化処理土」等を用いた現場実証を関東技術事務所で実施しました。

本研究成果が社会実装されることにより、通常、生コンクリート工場で廃棄物となっている戻りコンクリートの活用促進等の効果が期待されます。

### 1 現場実証の概要

・日時 令和 4 年 12 月 6 日(火) 8 時から

・場所 関東技術事務所(千葉県松戸市五香西 6-12-1)

◆関東地方整備局マッチングホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000037.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000987.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000987.html)

## 6. 災害から7年、これからの土砂災害への備えを考えます ～日光市芹沢地区におけるハード・ソフトを総動員した土砂災害対策～

日光砂防事務所  
栃木県日光市

平成 27 年の土砂災害を経験した日光市芹沢地区では、災害から 7 年が経ち、地域の復興と住民のみなさんの安全を確保するための砂防堰堤 7 基が完成しました。

一方で、施設では防ぎ切れない大災害が発生する可能性はあるため、より安全を確保するには、住民のみなさんが自ら避難していただくことが大切です。

これからの芹沢地区における土砂災害への備えとして、住民のみなさんが自ら土砂災害からの避難のルール等を事前に取り決め、非常時に避難行動がとれる体制を構築していくために、住民、市、国が協働し取組を開始します。

なお、このような地区の取組に対し、土砂災害の技術的支援を国が行うのは、栃木県内で初めてです。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nikko\\_0000146.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nikko_0000146.html)

## 7. 大規模災害に備え、デジタル防災訓練を実施します。 ～国土交通省、小山市合同～

宇都宮国道事務所  
小山市 危機管理課

宇都宮国道事務所では、災害発生時に速やかに被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的に、一般社団法人栃木県測量設計業協会と「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」を締結し、定期的に訓練を実施してきました。

今回、国道 4 号・新 4 号及び国道 50 号の幹線道路が通る管内の要所である小山市と合同で栃木県にも参加いただき、災害発生時の連携強化を図るため、画像伝達訓練を実施しました。

記

### ○実施日時

令和 4 年 12 月 9 日(金) 9 時 00 分～9 時 45 分

### ○訓練場所

道の駅思川及び小山総合公園付近 (映像撮影場所)

宇都宮国道事務所、対策本部車、小山市役所、栃木県庁(映像共有箇所)

### ○訓練参加者

宇都宮国道事務所、小山市、栃木県、(一社)栃木県測量設計業協会

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/utunomiya\\_0000384.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/utunomiya_0000384.html)

## 8. 冬季の運転に向けた準備は整いましたか ～道路利用者の皆様への呼びかけ～

関東地方整備局  
気象庁 東京管区气象台  
関東運輸局  
北陸信越運輸局  
東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社

今年も降雪シーズンを迎えました。冬季の運転に向けた準備は整っていますか。安全で快適な道路空間の確保に努めてまいりますので、道路利用者の皆様には、お出かけ前に道路情報・気象情報をご確認いただき、安全な運転をお願いします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road\\_00000372.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000372.html)

## 9. 令和4年度関東地方整備局関係第2次補正予算の概要について

関東地方整備局

令和4年度関東地方整備局関係第2次補正予算として、「物価高騰・賃上げへの取組」、「円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化」、「新しい資本主義」の加速」、「防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保」の柱について、3,274億円が配分されました。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_00001161.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00001161.html)

## 10. 関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行要領を策定しました。 ～インフラ分野のDXを推進し建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

関東地方整備局  
企画部

地質調査業務において、掘進長(出来高)を確認するため、監督職員が現場にて立会し、検尺を実施しているところですが、

従前、監督職員が現場にて立会し、検尺を実施していたところですが、本試行では、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介してリモートでの検尺における監督職員の「立会」を実施するとともに、監督職員への作業の進捗状況報告等を幅広く遠隔臨場にて実施することにより、インフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進し、移動時間の削減や立会の待ち時間の軽減が図られ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも寄与し、受発注者の働き方改革、生産性の向上が期待さ

れています。

この度、関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行要領を策定しましたのでお知らせします。

今後、試行結果についてはアンケート調査等によりフォローアップを実施していく予定です。

#### ■ 関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行要領

- ・ 地質調査で遠隔臨場の効果が期待できる業務(※)を事務所長が発注者指定。

※地質調査箇所が事務所から遠く検尺までの長時間の移動時間を要する場合、地質調査箇所が多く検尺の日数が多い場合等遠隔臨場の効果が期待できる業務を事務所長が発注者指定。

※「発注者指定型」とは試行に係る必要な金額を契約後に受注者の見積により計上

#### ■ 適用

- ・ 令和5年1月1日以降に入札契約手続き(入札・契約手続運営委員会)を開始する業務より適用。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000990.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000990.html)

## 11. なかやまきんに君が大使に就任

～「荒川水系流域治水大使任命式」を開催 “流域治水”の重要性を学ぶ!～

荒川上流河川事務所

“流域治水”についてより多くの方々に知ってもらうべく、なかやまきんに君が『荒川水系流域治水大使』に就任されました。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo\\_00000413.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000413.html)

## 12. 群馬県前橋市の歴史まちづくり計画を認定します!

～関東甲信地方では合計17都市に～

関東地方整備局 建政部

前橋市の歴史まちづくり計画について、歴史まちづくり法に基づき、主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定しました。今回の認定により、関東甲信地方の認定都市数は17市町となります。

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kensan\\_00000202.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kensan_00000202.html)

### 13. 小型除雪機を市町村に貸与します

～道路管理者間の協力体制等の構築のため、市町村への支援を行います～

高崎河川国道事務所

これからの降雪シーズンにあたり、昭和村、伊勢崎市に小型除雪機の貸与を行いました。

※高崎河川国道事務所では、冬季道路交通確保対策検討委員会にて取りまとめられた「大雪時の道路交通確保対策の中間とりまとめ」に基づき、群馬県を通じて各市町村の意向をお伺いしながら、小型除雪機の貸与等を通して、降雪期における市町村への支援を行ってまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki\\_0000564.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_0000564.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

建設業における中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直しや、技術検定制度の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

#### 1. 背景

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りある人材の有効活用を図りつつ、将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となっています。

このような状況を踏まえ、また、本年5月にとりまとめた「技術者制度の見直し方針※」及び「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」を受けて、今般、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）について所要の改正を行います。

※適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）

#### 2. 概要

✓近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しを行います。

※（）内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

✓技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後、省令改正により現行の受検資格を見直します。

✓受検資格の見直しに伴い、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において国

国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することができることとします。

### 3. スケジュール

公布日：令和4年11月18日（金）

施行日：令和5年1月1日（日）【金額要件の見直し関係】

令和6年4月1日（月）【技術検定関係】

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00139.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html)

## 2. 「令和4年版 日本の水資源の現況」を公表しました。

国土交通省では、日本の水需給や水資源開発の現状、水資源の課題に関わるデータ、取組状況等について、関係府省庁の協力を得て総合的に取りまとめ、令和4年版の「日本の水資源の現況」として公表しましたのでお知らせします。

### （概要）

国土交通省では、水資源行政の基礎資料として活用するとともに、より多くの国民の皆様が我が国と世界の水を巡る現状をご理解いただき、安全・安心な水のための取組みの基礎資料として関係者に広く活用いただくため、水資源の賦存状況、都市用水・農業用水の利用状況等のデータ、我が国における水の適正利用や水資源に関する連携・理解促進等の取組状況や水資源に関する国際的な取組状況を取りまとめた「日本の水資源の現況」を、平成27年度より毎年度、関係府省庁の協力を得てとりまとめ・公表してきました。

今般、令和4年版の「日本の水資源の現況」を取りまとめ、国土交通省ウェブサイトで公表しましたので、お知らせします。

令和4年版では、最新データを反映するとともに、新たに地下水に関わる世論調査等のデータを追加し内容の充実を図っています。

### （ウェブサイト）

URL：[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo\\_mizsei\\_tk2\\_000039.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk2_000039.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/water02\\_hh\\_000151.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/water02_hh_000151.html)

## 3. 「防災気象情報に関する検討会」サブワーキンググループ（第1回）の開催について

警戒レベル相当情報の体系整理等について検討する「防災気象情報に関する検討会」サブワーキンググループ（第1回）が開催されました。

1. 日時 令和4年11月28日（月）10時00分～12時30分

2. 場所 気象庁7階 会議室1

3. 議題 警戒レベル相当情報に関する課題と改善の方向性について

4. その他 資料及び議事概要を以下の気象庁ウェブサイトにて公表いたします。

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentokai/bousaikishoujouhou/bousaikishoujouhou\\_kentokai.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentokai/bousaikishoujouhou/bousaikishoujouhou_kentokai.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_001143.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001143.html)

#### 4. 令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査（OD調査）集計結果の速報について

国土交通省では、都道府県、政令指定都市及び高速道路株式会社等の関係機関と連携して令和3年度秋季に全国道路・街路交通情勢調査を実施しました。  
このうち、自動車起終点調査（OD調査）の速報集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

##### 1. 全国道路・街路交通情勢調査の概要

自動車起終点調査と一般交通量調査を実施し、調査結果は、現在の道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理等に活用します。

##### 2. 自動車起終点調査方法の変更点(平成27年度(前回調査)からの主な変更点)

Web回答比率の向上による調査事務の効率化を目的とし、スマートフォンからでもWeb回答を可能にしました。

##### 3. 自動車起終点調査結果の概要

○移動目的構成は、長期的な傾向として私事目的の移動が増加傾向、業務目的の移動が減少傾向でそれぞれ推移。

○平均輸送人数は、長期的な傾向として乗用車はやや減少、貨物車はほぼ同程度でそれぞれ推移。

○平均トリップ長は、長期的な傾向として乗用車はほぼ同程度、貨物車は増加傾向でそれぞれ推移。

○トリップ長分布は、長期的な傾向として乗用車は短距離帯がやや増加、貨物車は短距離帯が減少傾向で推移。

※速報値であり、今後データの詳細確認により修正する可能性があります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001609.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001609.html)

#### 5. 障害者等すべての人にとって分かりやすい水害リスク情報の提供のあり方を検討する有識者会議を開催します！

～ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会（第4回）の開催～

ハザードマップの活用に係る課題や視覚障害者等が水害リスク情報にアクセスする際の課題に対応するため、「わかる」、「伝わる」ハザードマップのあり方について検討する「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会（第4回）」が11月29日（火）に開催されました。

1. 日時 令和4年11月29日（火）15:30～17:30

2. 場所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2  
中央合同庁舎2号館 国土交通省 第2会議室A

3. 委員 別紙のとおり

4. 議題 ハザードマップの「情報・学習編」の充実  
WEBアクセシビリティへの対応  
検討会報告書の骨子案  
今後の進め方

5. その他

- ・ 会議資料及び議事要旨は、国土交通省ホームページに掲載されています。  
[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/universal\\_design/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/universal_design/index.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000195.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000195.html)

## 6. 「全国一斉パトロール」を実施します！

～賃貸住宅管理業者及びサブリース業者を対象とした、初めての全国一斉立入検査～

今般、賃貸住宅管理業法の施行後の法令遵守状況を点検し、賃貸住宅の管理業務等に関する適正化を推進するため、以下のとおり全国一斉パトロール（立入検査）を実施します。

1. 実施期間  
令和5年1月4日（水）～令和5年2月28日（火）  
※社会情勢等により必要やむ得ない場合には延長することがあります。
2. 対象業者  
全国の賃貸住宅管理業者及びサブリース業者
3. 実施方法
  - (1) 各地方整備局等が対象業者を選定します。
  - (2) 各地方整備局等の職員が、対象業者の営業所等に立ち入り、業務の状況や設備、帳簿書類等の確認を実施することにより、賃貸住宅管理業法の遵守状況を点検します。
  - (3) 立入検査の結果、法令違反等が確認された事業者には、是正指導や監督処分を行います。
  - (4) 一斉パトロールの結果は、令和5年5月頃に公表を予定しています。
  - (5) その他詳細については、別紙をご覧ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo16\\_hh\\_000001\\_00045.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00045.html)

## 7. 令和4年度出水期は全国のべ162ダムで事前放流を実施！

～洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和4年度の出水期は、台風第14号で過去最多となる129ダムをはじめ、全国のべ162ダムでの事前放流の実施により、約5.5億m<sup>3</sup>の容量を確保し台風等の洪水に備えました。

- 令和2年度以降、全国のダムで事前放流の実施体制を整えて洪水に備えています。
- 今般、令和4年度の出水期における事前放流の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

<令和4年度出水期における事前放流の実施状況（概要）>

	令和4年度	（参考）令和3年度
治水等多目的ダム	76ダム	66ダム
利水ダム	86ダム	56ダム
合計	162ダム	122ダム

【別紙資料】・令和4年度出水期における事前放流の実施状況（総括）  
・事前放流の実施状況と利水ダム等による効果  
（球磨川水系、大淀川水系、小瀬川水系）

（参考）関連資料及び用語解説は、下記のホームページをご覧ください。

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/)

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/pdf/kihon\\_hoshin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000196.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000196.html)

## 8. 建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト

～令和3年度試行結果に関する報告会（報告動画のオンデマンド配信により開催します）～

国土交通省では、PRISM※予算を活用して令和3年度に「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」で試行した技術について、技術の概要、導入効果、達成状況等を報告する報告会をオンデマンド配信にて開催します。

国土交通省では、建設現場の生産性向上を目指す i-Construction と、統合イノベーション戦略（H30.6.15閣議決定）を受け、「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」を平成30年度より開始しました。

本プロジェクトでは、建設現場における「施工の労働生産性向上」や「品質管理の高度化等」を目的に技術公募を行い、令和3年度に29件の技術を試行しました。

今回、現場で試行した技術の中から、学識経験者等からなるワーキンググループにおいて、社会実装の実現性が高い等の評価を得た11件が選定されました。技術の概要、導入効果、達成状況等を報告動画としてまとめ、ホームページにてオンデマンド配信いたします。

報告動画により、建設現場の最新技術をご覧いただけますので、ぜひこの機会にご覧下さい。

### 【令和3年度試行結果に関する報告会】

1. 開催形式：報告動画のオンデマンド配信
2. 配信期間：令和4年12月1日（木）～令和5年3月24日（金）
3. 掲載先：<https://jice-seisansei.site/>  
（報告案件については別紙をご覧ください。）

※PRISM（官民研究開発投資拡大プログラム）

PRISMとは、平成28年12月に取りまとめられた「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」に基づき平成30年度に創設された内閣府主導の制度で、高い民間研究開発投資誘発効果が見込まれる領域に各府省庁の研究開発施策を誘導し、官民の研究開発投資の拡大、財政支出の効率化等を目的としている。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000919.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000919.html)

## 9. 建設リサイクル法等に係る全国一斉パトロールの実施結果 ～約5千現場の立入りで327件の指導等を実施～

都道府県の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び労働基準監督署が合同で、令和4年10月～11月に、建設リサイクル法一斉パトロールを実施しました。

建設現場における建設リサイクル法の遵守（適切な分別解体、再資源化の徹底等）を徹底するため、毎年、現場パトロールを実施しております。

### 実施内容

- 関係行政庁の職員が建設工事現場へ立入り、以下の観点で確認と指導等を実施。  
建設リサイクル法担当部局：建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底  
環境部局：廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底  
労働基準監督署：労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

### 実施概要および結果

#### ○パトロール立入り件数

- ・【令和4年度】5,285 現場
- ・【令和2年度】5,477 現場（参考）  
※令和3年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため未実施

#### ○実施結果（指導等の件数）

建設リサイクル法に関する指導等を行ったもの	内訳（※建設リサイクル法担当部局が指導等を行った件数）				
	標識の掲示	分別解体	無届工事	事前措置	その他
【令和4年度】327件	287件	14件	7件	5件	14件
（参考）【令和2年度】360件	310件	23件	6件	2件	19件

※上記の他に、環境部局・労働基準監督署より、関係法令に関する指導等を実施。  
※同一現場で複数の指導を行ったものについても、それぞれの指導件数ごとに計上しているため、指導件数と現場数は一致しない。

#### （参考）指導等を行った項目の解説

- ・標識の掲示：建設リサイクル法第33条等に規定する標識の掲示（営業所及び解体工事現場ごとに掲示を義務付け）が適切に行われていなかったもの。
- ・分別解体の徹底：建設リサイクル法に規定する解体手順等が徹底されていないもの。
- ・無届工事：建設リサイクル法第10条に規定する施工計画等の届出が未提出であったもの。
- ・事前措置：特定建設資材への付着物の除去など、工事前の措置が適切に行われていないもの。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00143.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00143.html)

## 10. 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 提言『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』を公表

「社会資本メンテナンス元年」から今年で10年目を迎えるとともに、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会のもとに社会資本メンテナンス戦略小委員会を設置し、メンテナンスに関する本格的な議論を開始してから10年を迎えました。

今般、技術部会において、これまで10年間の取組のレビューを行い、今後のメンテナンスのあり方に関する提言として『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』がとりまとめられましたので、公表します。

国土交通省としては、計画的かつ速やかに具体的な実行に移し、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組を関係省庁や地方公共団体と連携しつつ進めて参ります。

### <提言の主なポイント>

(3章 これから(2022年～;第2フェーズ)取り組むべき施策の方針)

市区町村における財政面・体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を推進する必要があります。

※提言書は国土交通省ホームページもご覧ください。

小委員会の開催状況も掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201\\_menntenansu01.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_menntenansu01.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000288.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000288.html)

## 11. インフラメンテナンスの優れた取組や技術開発を表彰!

### ～第6回「インフラメンテナンス大賞」受賞者(大臣賞等)を決定～

国土交通省では、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省とともに、「インフラメンテナンス大賞」の各省大臣賞等の計37件の受賞者を決定しました。なお、表彰式を令和5年1月13日(金)に開催する予定です。

#### 1. 「インフラメンテナンス大賞」とは

インフラメンテナンス大賞は、日本国内における社会資本のメンテナンス(以下「インフラメンテナンス」という。)に係る優れた取組や技術開発を表彰し、好事例として広く紹介することにより、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的として実施するものです。

#### 2. 応募状況及び審査結果

第6回目となる今回は、令和4年3月22日から同年6月17日まで募集したところ、195件の応募がありました。有識者による選考委員会(委員長:三木千壽東京都市大学学長)の審査を経て、計37件(大臣賞9件、特別賞7件、優秀賞21件)の受賞者を別紙のとおり決定しました。

#### 3. 今後の予定について

令和5年1月13日(金)に各賞の表彰式を各省合同で開催する予定です。詳細

については、後日お知らせします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000286.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000286.html)

## 12. ワンコイン浸水センサ 浸水を検知

～実証実験の今年の状況を報告します～

国土交通省では、浸水の危険性がある地域に浸水センサを多数設置し、リアルタイムに状況を把握する実証実験を官民連携で今年度から実施していますが、2つのモデル地区において、今年発生した台風14号・15号等による浸水や水位の上昇を検知しましたのでお知らせします。

### ○浸水検知の概要

実証実験のモデル地区である徳島県美波町の2箇所及び愛知県岡崎市の2箇所に設置した浸水センサにおいて、大雨により発生した浸水や水位の上昇を検知しました。浸水状況をリアルタイムで把握し、浸水センサの有効性が確認できました。

(別添資料-1～4参照)

### ○実証実験の実施状況

実証実験は、5つのモデル地区(愛知県岡崎市、兵庫県加古川市・南あわじ市、徳島県美波町、佐賀県神崎市)において、国及び公募で決定した自治体・民間企業等(10団体・5自治体)の参加により、各地区に合計約500個のセンサを設置しています。(別添資料-5参照)

(参考) これまでの記者発表資料等は以下WEBサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_001145.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001145.html)

## 13. 河川氾濫による浸水の頻度を見える化(国管理河川)

～水害リスクマップ(浸水頻度図)のポータルサイトを開設～

国土交通省では、これまで、住民の避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる洪水浸水想定区域図(想定最大規模の洪水を対象)を作成・公表してきました。これに加え、今般、防災まちづくりや企業立地の参考となることを目的として、「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を作成し、ポータルサイトを開設しました。

水害リスクマップ(浸水頻度図)は、多段階の浸水想定図(発生頻度は小さいものの浸水範囲が広い大規模な洪水や、浸水範囲は狭いものの発生頻度が高い小規模な洪水など、様々な規模の洪水の浸水想定図)を重ね合わせたものであり、今回開設するポータルサイトでは、全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめて確認することができます。

今後、水害リスクを踏まえた、まちづくりや企業の立地選択等での更なる活用促進に向け、流域治水協議会等を通じて情報共有を図り、議論を深めてまいります。

※[https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki\\_pro/risk\\_map.html](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000197.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000197.html)

14. 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備を行う政令を閣議決定  
～危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します！～

本年5月に公布された「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「盛土規制法」という。）」の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

昨年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する盛土規制法が本年5月に公布されました。

盛土規制法においては、規制対象区域や規制対象行為の拡大、工事の許可基準の強化や中間検査・定期報告制度の新設等に係る規定について、公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしています。

今般、これらの規定の施行期日を定めるとともに、施行に必要な政令の整備を行います。

2. 政令の概要

（1）宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

盛土規制法の施行期日を令和5年5月26日とする。

（2）宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令主に以下の点について、新設又は一部改正することとした。

- ・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）の規模要件
- ・災害の発生のおそれがないと認められる工事（許可不要工事）
- ・宅地造成等に関する工事の技術的基準
- ・中間検査・定期報告の規模要件、中間検査の対象となる特定工程等
- ・上記の他、盛土規制法の施行に伴う所要の改正

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06\\_hh\\_000085.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000085.html)